

【交野市】自動証明写真機要求仕様書（別紙1）

【公募物件】自動証明写真機（屋外型） 1台

以下のすべての項目に対応していること。

1 設置条件について

位置図に示した場所に外形寸法を超えないものを設置すること。

（外形寸法が幅 1.6m 以内、奥行 1.0m 以内、高さ 2.2m 以内であること。）

2 自動証明写真機の基準について

以下のすべての項目に対応した機種であること。

◆写真寸法

以下の寸法の写真を選択して撮影できること。

ア マイナンバーカード用

イ 運転免許証用

ウ パスポート用

エ 履歴書用

◆機能

ア 音声案内機能及び多言語対応（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）を有していること。

イ 表示案内機能（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）を有していること。

ウ 抗菌・抗ウイルス対策を施していること。

エ 領収書発行機能を有していること。

オ 撮影画像をモニタで確認することができ、撮り直しが1回以上可能であること。

カ 電子マネーやQRコード決済等のキャッシュレス決済に対応できること。

キ 写真画像のデータ販売機能を有していること。

◆撮影方法

音声アナウンスによる方式であること。

3 使用可能貨幣について

紙幣 1,000円（新紙幣が発行された場合は、速やかに対応すること。）

硬貨 500円、100円（新硬貨が発行された場合は、速やかに対応すること。）

4 設置について

1. 市からの行政財産使用許可通知後、令和8年7月1日稼働を見据え6月30日までに設置完了に努めること。

2. 設置の際は、事前に施設管理者と協議のうえ、業務の支障及び通行の妨げにならない範囲で安全に設置すること。

3. 転倒防止対策及び耐震対策を行うこと。

5 管理運営上の遵守事項について

1. 消耗品補充、品質管理、売上金回収、つり銭補充などの維持管理・保守は、設置事業者が行うこと。

2. 故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

3. 自動証明写真機に故障時等のサポート連絡先を明記すること。

4. 設置した自動証明写真機の売上額及び利用件数について、市の問い合わせがあったときは速やかに報告すること。